

# 指定管理者候補者選定結果

## 1 対象施設及び指定期間

- (1) 施設名称 南相馬市民文化会館
- (2) 所在地 南相馬市原町区本町二丁目28番地の1
- (3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 2 申請書提出先及び期限

- (1) 提出先 南相馬市市民生活部生涯学習課
- (2) 期限 平成30年10月26日（金）

## 3 申請団体

1 団体

## 4 プレゼンテーション審査

施設所管課及び事務局による書類審査を経て、平成30年11月13日（火）に審査員によるプレゼンテーション審査を行った。

（審査員）副市長、小高区役所長、鹿島区役所長、総務部長兼原町区役所長、復興企画部長、市民生活部長、生涯学習課長、企画課長

## 5 指定管理者候補者の選定結果

- (1) 所在地 南相馬市原町区本町二丁目28番地の1
- (2) 団体名 公益財団法人南相馬市文化振興事業団
- (3) 代表者名 理事長 門馬 和夫

## 6 選定理由

プレゼンテーション審査において、下記「7 審査結果」の審査項目の観点から選定基準に基づいて総合的に評価し、その結果を平成30年11月13日（火）開催の指定管理者選定審査委員会に報告した。

指定管理者選定審査委員会では、プレゼンテーション審査の結果に基づき、委員の合議により選考を行い、「公益財団法人南相馬市文化振興事業団」を指定管理者候補として決定した。

「公益財団法人南相馬市文化振興事業団」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「文化事業の取組み方について」、「収支計画の内容、実現の可能性」、「安定した運営が可能となる財政的基盤」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## 7 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			公益財団法人南相馬市文化振興事業団
(1)－①	施設の設置目的及び市が示した管理の方針の実現	5	3.81
(1)－②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.56
(2)－①	利用者に対するサービス向上を図るための具体的手法	10	7.50
(2)－②	文化事業の取組み方について	20	15.00
(3)－①	施設の管理運営に係る経費の縮減	5	3.56
(3)－②	文化事業の企画・実施に係る経費の縮減	5	3.38
(4)－①	安定した管理が可能となる人的能力	10	7.13
(4)－②	収支計画の内容、実現の可能性	10	7.75
(4)－③	安定した運営が可能となる財政的基盤	5	4.13
(5)－①	地域住民、利用団体との連携	10	6.75
(5)－②	市民参加による文化会館の事業運営	5	3.63
(6)－①	個人情報の保護管理体制	5	3.38
(7)－①	緊急時対応のマニュアルの整備	5	3.50
総 合 点		100	73.08

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。